

において準用する場合を含む。)

同条第三項（第一百四十条第二

同条第三項（

項及び

、第一百四十条第二項及び

第一百四十三条第二項本文（同

第一百四十三条第二項本文

条第八項、第十項、第十二項

及び第十三項において準用する場合を含む。）

同条第三項（同条第七項から

第十項までにおいて準用する

場合を含む。）及び第七項か

ら第十項まで

第一百三十二条第三項	以後、速やかに	において
第一百三十二条第六項	<p>6 前項の規定は、同項第二号（この項における場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。</p> <p>知を受けた口座管理機関について準用する。</p>	<p>6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。</p>
第一百三十二条第三項	<p>7 発行済みの優先出資の全部について協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であつて、第十三条第一項の同意を与えようとするときには、第一項の規定にかかわらず、</p> <p>発行者は、その旨及び同項各号に掲げる</p>	

第一百三十四条第一項 議後又は第一百六十三条第一項 の一定の日若しくは同法第三 百七十六条第一項及び第二項 の手続の終了の時のいずれか	商法第二百十二条第一項の決 に記載又は記録	事項を同項第一号の一一定の日の一月前までに公告し、又は優先出資者及び優先出資引受権（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第一項に規定する優先出資引受権をいう。以下同じ。）を有する者に通知しなければならない。
第一百三十三条第二項及 び第三項	に記載	当該振替優先出資の取得後又は第一百六十三条第一項の一定の日以後

				遅い時以後
第一百三十五条第一項	商法第二百二十三条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	第十五条第一項	
第一百三十五条第一項第一号	商法第二百二十三条第四項	第二百六十二条第一項		
第一百三十五条第三項	一定の日又は商法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時	一定の日		
第一百三十六条第一項	商法第二百二十三条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	第十五条第一項	
場合又は当該振替株式について株式の併合をしようとする場合には	場合には			

第一百三十六条第一項第一号及び第二号	消却又は併合	消却
第一百三十六条第一項第三号	商法第二百十三条第四項又は同法第二百十五条ノ二	第二百六十三条第一項
第一百三十六条第二項	一定の日（株式の消却をしようとする場合において、当該一定の日に商法第三百七十六条第一項及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時）	一定の日
第一百四十二条第一項	合併により消滅する	合併（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第三条第一項第二号から第六号までの規定による

			合併を除く。第一百四十五条までにおいて同じ。)により消滅する
第一百四十三条第一項	記載又は記録	記載	
第一百四十四条第一項及び第三項	に記載又は記録	に記載	
第一百四十六条第一項	株券喪失登録がされた株券の株式、商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式	第一百三十一条第一項第一号の一一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券の優先出資	
これらの株式又は新株	当該優先出資		
第一百三十条第一項、第一百三十一条第四項（第一百四十条第一項）	第一百三十一条第四項及び第一百四十三条第四項		

第一百四十六条第二項	商法第二百三十条ノ八第一項 に規定する日（同法第二百三十 条ノ七第二項（同条第四項 において準用する場合を含 む。）の規定により株券喪失 登録が抹消されたときは、同	項において準用する場合を含 む。）及び第一百四十三条第四 項（同条第八項及び第十項に おいて準用する場合を含 む。）
二百二十条第四項（同法第二 二百二十二条第一項又は第	同項の優先出資証券に係る除権決定の正本 又は謄本その他の主務省令で定めるものを 添付して請求があつた場合には、遅滞なく	

百十三条第一項において準用する場合を含む。）の期間内に利害関係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。）において

株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（同法第二百三十条

第二項に規定する名義人をいい、同法第二百三十条ノ六第四項又は同法第二百三十条ノ

「請求者」という。）

七第三項の規定により名義書

二二号	第一百四十六条第三項第三項第	第一百四十六条第三項	名義人の 商法第二百三十条ノ八第一項 に規定する日以後	換をしたものとみなされる株 券喪失登録者（同法第二百三十条ノ二第二項に規定する株 券喪失登録者をいう。）を含 む。以下この条において同じ。）
名義人	請求者	請求者の 同項の請求があつた場合には	八第一項に規定する日	名義人が同法第二百三十条ノ
第一百四十六条第三項第	請求者			

第一百四十六条第五項の
表

				商法第二百三十条ノ八第一項 に規定する日の前に株券喪失登録がされた株券の株式	第一百四十六条第二項に規定する請求の日の前に当該請求に係る優先出資
第一百五十三条第一項	同項に規定する日後に、第一百四十六条第一項の振替株式	同項に規定する日後に、第一百四十六条第一項の振替株式	同項に規定する日後に、第一百四十六条第一項の振替株式	同項に規定する日後に、第一百四十六条第一項の振替株式	同項に規定する日後に、第一百四十六条第一項の振替株式
第一百五十五条第三項	消却され、又は転換された	消却された	消却された	消却された	消却された
二号	ノ五第一項の金銭の分配を受ける権利	権利	権利	権利	権利
第一百五十五条第三項第 四号	商法第二百四十二条第一項 協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第三十二条第二項	発行者が議決権を行使する者のみを定める ために協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第三十二条第二項	発行者が議決権を行使する者のみを定める ために協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第三十二条第二項	発行者が議決権を行使する者のみを定める ために協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第三十二条第二項	発行者が議決権を行使する者のみを定める ために協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第三十二条第二項

				る法律第二十五条において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めた
第一百五十七条第一項	商法第二百四十一一条第三項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十二条第三項		
第一百五十七条第三項	消却又は転換	消却		
株式申込証	利益若しくは利息の配当、同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益準備金の減少に伴う払戻し	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第一項第二号に規定する優先的配当又は同法第十九条第十一項の規定による剩余金の配当		
第一百五十八条第二項第一号	優先出資申込証（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第九条第二項に規定する			

				優先出資申込証をいう。以下同じ。)
第一百五十八条第二項第 二号	新株引受権証書	優先出資引受権証書（協同組織金融機関の 優先出資に関する法律第六条第二項第三号 に規定する優先出資引受権証書をいう。以 下同じ。）		
第一百五十八条第三項	記載し、又は記録	記載		
第一百五十八条第四項	記載し、又は商法第一二百八十 条ノ六第二項に規定する契約 を締結する際に当該口座を當 該振替株式の発行者に示さな ければならない。	記載しなければならない。		
第一百五十九条第一項第 二号	商法第二百十五条ノ二、第二 百十九条第一項、第二百八十 条第六项第五項において読み替えて準用する	協同組織金融機関の優先出資に関する法律		

<p>第一百五十九条第一項第三号</p>	<p>条ノ四第三項（同法第二百八十一条ノ二第三項及び第三百四十二条ノ二第五項及び第三百四十三条ノ二第五項に準用する場合を含む。）</p> <p>又は第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第二項において準用する場合を含む。）</p>
<p>ととき（当該発行者が商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごと</p>	<p>商法第二百八十八条ノ四第三項又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六条第五項において読み替えて準用する商法第二百十九条第一項</p>

			に、その日が到来したとき (第一号に該当するときを除く。)。
第一百六十条第一項		株主(当該発行者が同項の規定により定款をもつて営業年度中の一一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日の株主)	優先出資者
同法第二百六条第一項	記載し、又は記録	商法第二百二十二条第一項 協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第二十四条	記載 協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第二十三条第一項

第一百六十条第三項	前二項	第一項
第一百六十条第五項	株主名簿又は端株原簿	優先出資者名簿
第一百六十一条	記載し、又は記録された	記載
第一百六十条第四項	記載し、又は記録	記載
第一百六十条第五項	記載され、又は記録された	記載された
第一百六十一条	生じたとき又は単元未満株式 が生じたとき	生じたとき
商法第二百四十二条第一項		
又は当該単元未満株式について ては、当該端数又は当該単元 未満株式の数を一単元の株式 数で除した数（これらの数に	協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第三十二条第一項 については、当該端数（	

			第一百六十二条第一項
		商法第二百六条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律
	第一百六十三条第一項	商法第二百十三条规定第一項	第二百十三条规定第一項
第一百六十三条第一項	場合()	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	第十五条第一項
第一百六十三条第一項	場合(自己)の有する優先出資のみを消却しようとする場合並びに	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	第十五条第一項
第一百六十三条第一項	一定の日又は同法第三百七十六条规定第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	第十五条第一項
第一百六十三条第一項	場合には	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	第十五条第一項
同条第四項第一号イ	かかわらず	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	第十五条第一項
同条第四項第一号イ	場合には、第一百六十三条第一項の規定に	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	第十五条第一項

			第一百三十二条第一項（第百四 二号）	第一百三十二条第一項（第百四 二号）
第一百六十九条第一項第 五号	第一百六十九条第一項第 五号	第一百三十二条第一項第九号 (第一百四十条第一項において 準用する場合を含む。)	第一百三十二条第一項第九号 (第一百四十条第一項において 準用する場合を含む。)	第一百三十二条第一項第九号 (第一百四十条第一項において 準用する場合を含む。)
第一百四十三条第四項（同条第 九号）	第一百四十二条第一項前段（同 条第九項及び第十項において 準用する場合を含む。）	第一百四十二条第一項前段	第一百四十二条第一項前段	第一百四十二条第一項前段
第一百四十三条第四項（同条第 九号）	同条第一項第七号（同条第九 項及び第十項において準用す る場合を含む。）	同項第七号	同項第七号	同項第七号

八項、第十項、第十二項及び 第十三項において準用する場 合を含む。）	同条第四項第九号（同条第八 項、第十項、第十一項及び第 十三項において準用する場合 を含む。）
--	--

（発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例）

第二百六十二条 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えるとする場合に、当該優先出資の質権者であつて優先出資者名簿（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ。）に記載がされていない者が、前条において読み替えて準用する第二百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を優先出資者名簿に記載することを請求したときは、発行者は、当該優先出資につ

いて当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載である旨を優先出資者名簿に記載しなければならない。

(振替優先出資の消却に関する協同組織金融機関の優先出資に関する法律の特例)

第二百六十三条 発行者は、振替優先出資について協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項の規定により優先出資の消却をしようとする場合（自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合を除く。）には、その旨及び当該発行者の定める一定の日においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の消却は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

(振替優先出資の発行無効判決が確定した場合に関する協同組織金融機関の優先出資に関する法律の特例)

第二百六十四条 発行者は、振替優先出資の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(振替優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律の適用除外)

第二百六十五条 振替優先出資については、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条において準用する商法第二百八十一条ノ十七第二項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第五項において準用する商法第二百十五条第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六条第五項において準用する商法第二百十五条第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二百二十六条第四項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十二条第三項から第五項まで、同法第二十六条第一項、同条第二項において準用する商法第二百七条第二項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十八条並びに同法第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二の規定は、適用しない。

第三節 特定目的会社の優先出資の振替

(権利の帰属)

第二百六十六条 優先出資（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資をいい、旧資産流動化法第二条第三項に規定する優先出資を含む。以下この節において同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下の節において「振替優先出資」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による